

## 第 3 8 2 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は妥当である。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 本件審査請求①について

(1) 令和元年 7月24日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

①2019年 7月19日受け取った（31教指第 215-2号）令和元年度体罰に関する調査12件に関する学校からの報告書もしくは学校、市教委の聞きとり調査結果のわかるもの。

②電話などによる相談・苦情等について、学校からの報告書もしくは学校、市教委の聞きとり調査結果のわかるもの。

③第36号名古屋市立養護学校 体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）

この事件「髪をひっぱり～」（担任による）についての、これ以外の報告書、調査書、記録のわかるもの。およびこの担任（校長も含む）への指導、処分等わかるもの一切。

④2019年 7月18日 教育委員会 会議で職員から（教職員課長から）対比された数値のもとになっている次の資料について、わかるもの。（時間外勤務をなくす請願に関して） 2017年 20.6%、2018年 15.6%、2019年 8.0%（請願人の記録である）

⑤2019年 7月23日（発表）（中日報道）市教委＝着服・改ざんと逮捕等も含む職員の事件

・事件の事実関係、市教委、学校がはあくしていること。

・前後の学校のはあくしていることおよび対応。

- ・処分、逮捕にいたる経過、処分に関する一切。（学校、本人の弁明等も含む）
- ・お金に関しては返金支給等のがわかるもの。

(2) 同年 8月 7日、実施機関は本件公開請求①に対して、名古屋市立矢田小学校（以下「矢田小学校」という。）における事件に関する「処分調書」（以下「本件行政文書①」という。）、「服務に関する報告」（以下「本件行政文書②」という。）及び「事情聴取記録」（以下「本件行政文書③」という。）並びに名古屋市立津賀田中学校（以下「津賀田中学校」という。）における事件に関する「処分調書」（以下「本件行政文書④」という。）及び「事情聴取記録」（以下「本件行政文書⑤」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月19日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して本件審査請求①を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件処分①のほかに、勤務時間外の在校時間が月80時間以上の教職員について等の文書を特定し、公開、一部公開及び非公開の決定を行っているが、本件審査請求①は、本件処分①に対して行われたものである。

## 2 本件審査請求②について

(1) 令和元年 8月19日、審査請求人は条例に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

矢田小学校31矢田小第16号平成31年 4月16日（付）文書

「給食事務において不適正な引き出しを行った疑い…」について

- ①平成31年 4月 4日（木）から調査（元教諭から）（以下元教諭とする）された内容についてわかるもの
- ②元教諭からの聞きとり、事情聴取（文書等による聞きとりも含む）についてわかるもの
- ③平成28年 3月から31年 3月まで給食会計業務にあたって出金伝票に不適正な伝票を加え、出金した疑いについてわかるもの
- ④元教諭に対する転出先の教委からの問い合わせと回答等についてわかるもの
- ⑤元教諭、退職理由等わかるもの

(2) 同年 9月 9日、実施機関は、本件公開請求②に対して、退職願（請求に

係るもの）（以下「本件行政文書⑥」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 同月24日、審査請求人は本件処分②を不服として、名古屋市長に対して本件審査請求②を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件処分②のほかに、矢田小学校からの入金状況（請求にかかるもの）等の文書を特定し、公開、一部公開及び非公開の決定を行っているが、本件審査請求②は、本件処分②に対して行われたものである。

#### 第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①について

本件行政文書①から⑤には、事件関係者の個人情報、被事情聴取者の内心や信条等の情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(2) 本件審査請求②について

本件行政文書⑥には、個人のプライバシーに関する情報が記載されており、この情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分①について

ア 本件行政文書①から⑤の非公開部分には、非違行為を行った元教諭（以下「本件元教諭」という。）を特定するものや本件元教諭の家庭状況や財産状況を明らかにするもの並びに校長・教頭の年齢を明らかにするものであり、一般人の感受性を基準として判断すれば通常他人に知られた

くないものであるから、これを明らかにすることは当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものとして、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当する。

イ なお、本件行政文書③の非公開部分のうち、本件元教諭の事務分担は条例第 7 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する公務員の職務遂行に係る情報であるが、その記載内容を明らかにすることで他の情報と組み合わせることにより、本件元教諭の氏名を識別できることから非公開としたものである。

ウ 審査請求人は、本件元教諭の氏名については既に公知の事実であり、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいという趣旨の主張であると思われる。しかしながら、平成31年 3月に名古屋市立学校教職員の異動情報が報道されたことをもって、本件元教諭の氏名を現に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えず、また、本件とは情報としての性格を異にする定期人事異動の情報が報道されたことで個人情報保護する必要性が乏しくなっているとは認められないからである。

エ 以上のことから、審査請求人の申立てには理由がなく、本件審査請求①はこれを棄却する旨の裁決を求めるものである。

## (2) 本件処分②について

ア 審査請求人は、本件元教諭の氏名については既に公知の事実であり、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいという趣旨の主張であると思われる。

イ 平成31年 3月に名古屋市立学校教職員の異動情報が報道されたことをもって、本件元教諭の氏名を現に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えず、また、本件とは情報としての性格を異にする定期人事異動の情報が報道されたことで、本件元教諭にとって重大な秘密ともいふべき個人情報を保護する必要性が乏しくなっているとは認められないからである。

ウ 名古屋市（以下「本市」という。）教職員の定期人事異動について、実施機関より異動件数等を資料として報道発表しているものの、各教職員の異動内容については問い合わせのあった報道機関に対して情報提供しているに過ぎない。そのため本市教職員の異動情報の一部が新聞に掲載されることは事実だが、その異動情報の全件が報道されるか否かにつ

いては、実施機関が関与するところではなく、確認した事実もない。審査請求人の、本件元教諭が誰かであるかが広く知られているとする主張は、事実に基づくものとは認められない。

エ 以上のことから、審査請求人の申立てには理由がなく、本件審査請求②はこれを棄却する旨の裁決を求めるものである。

## 第 5 審査請求人の主張

### 1 本件各審査請求の趣旨

本件各処分を取り消すとの決定（裁決）を求める。

### 2 本件各審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件審査請求①について

ア 本件事案は、事件の重さからすると懲戒免職に値するといえるため、当然氏名等の公表がなされるべきである。関係する管理職の氏名等は公表されている。また、本件元教諭の年齢は公表されており、管理職の年齢も公表されるべきである。

イ 教員の年度末人事異動は、実施機関から毎年公表されている。他の自治体への異動も、誰がどこへ異動したかも公表されている。誰であるかということは広く知られた事実であるということである。黒塗りの本件元教諭の氏名は公表されるべきである。

ウ 教育行政として、不信をもたれることのないための対応として「説明責任」を果たすということからも、少なくとも黒塗りに関して全面的に公開されることを求めるものである。

エ 公務員の「お金」に関する事件であり、これほど長期にわたり、多額の金額について、問題が明らかにならなかったことから、事件の全容が明らかにされ、今後の防止の取り組みのために、全面的に公開されることを求める。

#### (2) 本件審査請求②について

ア 本件、氏名に関しても広く知られた事実であることを述べてあるにもかかわらず、退職願において、氏名欄の黒塗りについては理解し難い。明らかになっている事実を黒塗りにすることは違法であることは明らか

である。

イ 今回の氏名が、どこで明らかになっているのか、事実関係は、実施機関が公表している年度末教職員人事異動の資料を見ればわかる。本件関係者が見ていないということはないと思うが、速やかに一部公開でなく全面的な公開を求めるものである。

ウ 退職理由として、普通の退職理由が記載してあったとしたら、給食費の窃取があるということなどは記載できないであろうが、それでも本件においては、事件に関するようなことについては、記載されるべきであるといわざるを得ない。

エ 再度いうなら、窃取事件に関する一切、理由として記載していないことだったとしたら、虚偽の理由による退職であるといえるから個人の保護されるべき情報とはいいがたい。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

本件行政文書①から③及び⑥に記載されている本件元教諭の氏名（以下「本件情報①」という。）、本件行政文書③に記載されている本件元教諭の平成27年度における事務分担に関する情報（以下「本件情報②」という。）、本件行政文書①及び③に記載されている本件元教諭の勤務当時における校長及び教頭の年齢並びに本件対象文書⑤に記載されている校長の年齢と元校長の肩書（以下「本件情報③」という。）、本件行政文書③に記載されている本件元教諭の家庭状況・財産に関する情報、本件行政文書④及び⑤に記載されている被事情聴取者の内心や信条等に関する情報並びに本件行政文書⑥に記載されている本件元教諭の退職理由（以下「本件情報④」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

### 3 本件各審査請求の対象となる行政文書について

#### (1) 本件行政文書①から③及び⑥の前提となる事件（以下「本件事件①」という。）について

本件事件①は、本件元教諭が矢田小学校において、平成27年度から4年間にわたり、給食費を不正に引き出す等して、約450万円を窃取したものである。

本件元教諭は、平成30年度末をもって本市を退職し、平成31年4月1日付で他の自治体の教育委員会に採用されたが、同月12日付で免職となった。

なお、窃取された金銭については、親族が同月9日に全額弁済した。

また、本件元教諭及び本件事件①により令和元年7月23日に処分された矢田小学校の校長及び当時の教頭の年齢が同月24日に新聞報道された。

#### (2) 本件行政文書④及び⑤の前提となる事件（以下「本件事件②」という。）について

本件事件②は、津賀田中学校の教頭が、平成31年2月学校生活介助アシスタントの就業時間数が年間上限を超過したため、実際より少なくなるよう出勤簿の一部を改ざんして、実施機関へ虚偽の報告をし、学校生活介助アシスタントの派遣業者に対しても、実施機関へ同様の報告するよう依頼したものである。なお、実施機関と派遣業者の点検により学校生活介助アシスタントに対しては、就業時間数に応じた報酬が支払われた。本件事件②により令和元年7月23日に処分された教頭の年齢が同月24日に新聞報道された。

#### (3) 本件行政文書①から⑥について

ア 本件行政文書①は、本件事件①に関して、校長及び当時の教頭になされた処分の内容が記載された文書であり、校長及び当時の教頭の所属校及び職名・氏名並びに処分年月日、処分の種類、処分事由等が記載されている。

イ 本件行政文書②は、本件事件①に関して、矢田小学校が実施機関へ報告した文書であり、本件元教諭の氏名、事実確認日及び本件元教諭への疑いのある内容等が記載されている。

ウ 本件行政文書③は、本件事件①に関して、実施機関が、当時の矢田小学校の校長及び教頭に行った事情聴取の結果が記録された文書であり、確認日時、聴取場所、聴取者、当事者及び事情聴取事項等が記載されている。

エ 本件行政文書④は、本件事件②の教頭になされた処分の内容が記載された文書であり、教頭の所属校及び職名・氏名並びに処分年月日、処分の種類、処分事由等が記載されている。

オ 本件行政文書⑤は、本件事件②に関して、実施機関が、教頭及び事件当時の校長に行った事情聴取の結果が記録された文書であり、確認日時、聴取場所、聴取者、当事者及び事情聴取事項等が記載されている。

カ 本件行政文書⑥には、本件事件①の本件元教諭が実施機関あてに提出した退職願であり、日付、本件元教諭の氏名及び、退職事由が記載されている。

#### 4 条例第 7条第 1項第 1号の該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

なお、本号ただし書アにおいて、当該個人が公務員等である場合、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）を公開することとしている。

(2) 本件情報①及び③について

ア 本件情報①は、個人の氏名であり、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

イ また、本件情報③は、個人の年齢であり、当該個人の氏名が公開されていることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものである。

ウ なお、本件情報①について、審査請求人は上記第 5の 2 (1)にて、教員の年度末人事異動は公表されており、広く知られた事実であると主張している。

しかしながら、審査請求人が入手した情報を照合することで、本件元

教諭の氏名を特定することが可能であったとしても、そのことのみをもって本件元教諭の氏名が広く社会に知られていると認定することは困難であり、本件情報①は、上記アのとおり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する通常他人に知られたくないと認められる情報に該当することから、審査請求人の主張は理由にならない。

(3) 本件情報②について

本件情報②は、特定の教員の事務分担であり、学校経営案等一般に公表されている他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報と認められる。また、本件情報②が本件事件①に関連するものであることを鑑みると、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) 本件情報④について

本件情報④は、特定の個人を識別することはできないが、家庭状況、財産、信条等の個人のプライバシーに関する情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(5) なお、本件情報①から④は、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報や公務員個人の私的な情報、または公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから、上記(1) ただし書アに該当しないと認められる。

(6) 以上のことから、本件情報①から④は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件各処分 of 妥当性については、上記 4 において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

#### (1) 審査請求①について

年 月 日	内 容
-------	-----

令和元年 9月26日	諮問書の受理
10月28日	弁明書の受理
令和 2年 1月 8日	反論意見書の受理

(2) 審査請求②について

年 月 日	内 容
令和元年10月 9日	諮問書の受理
12月12日	弁明書の受理
令和 2年 1月20日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 4年 5月19日 (第49回第 2小委員会)	調査審議
8月 5日 (第52回第 2小委員会)	調査審議
9月 2日 (第53回第 2小委員会)	調査審議及び審査請求人の意見を聴取
令和 5年 2月 3日 (第58回第 2小委員会)	調査審議
4月21日 (第60回第 2小委員会)	調査審議
6月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充